

第14回浜田市農業委員会総会会議事録

平成28年3月24日 午前9時30分

浜田市役所 4階 講堂 A B C

1. 出席委員

1番 原田 義一	2番 岡田 勝	3番 廣瀬 康友	4番 近重 良治
6番 三浦 万人	7番 牛尾 博美	8番 小川 明人	9番 佐々岡常喜
10番 大谷 数義	12番 橋本 安延	13番 小谷 保雄	15番 小松原常雄
16番 三浦 寿紀	18番 松山 純久	19番 安床 俊雄	20番 川方 耕治
21番 岡堂 正顯	23番 原田 和義	24番 神田 進	26番 宮崎 龍生
27番 渡辺 弘之	28番 大屋 幸	30番 三浦 博文	31番 岩地 正男
32番 野上 省三	34番 玉田 一	35番 埜本 徹夫	36番 徳田マヌエ
37番 岩田 功			

2. 欠席委員

5番 林 秀司	6番 三浦 万人	11番 齋藤 久行	14番 岡本 健治
17番 狭間 延雄	22番 三明多佳志	25番 岡本 嗣喜	29番 渡邊 弘登
33番 佐々木京子			

3. 事務局出席職員 川神事務局長、河野農地係長、深ヶ迫主任主事 佐々木主任主事

会 長 | おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから第14回浜田市農業委員会総会を開催いたします。

本日の欠席は、5番の林委員、6番の三浦委員、11番の齋藤委員、14番の岡本委員、17番の狭間委員、22番の三明委員、25番の岡本委員、29番の渡邊委員、33番の佐々木京子委員以上9名の委員の方から欠席の連絡をいただ

会 長 いております。
なお、本日の議事録署名者は、35番の埜本委員と36番の徳田委員よろしく
お願いします。

会 長 それでは、ただ今から議事に入ります。
議第1号、農用地利用集積計画の策定について、議決を求めます。
それでは事務局の説明をお願いします。

事 務 局 おはようございます。座って説明させていただきます。
まず冒頭に総会資料の訂正をお願いします。一番最初のページの第13回浜田
市農業委員会総会となっていますが、これは第14回です。大変申し訳ありませ
ん。訂正の方をよろしくお願いします。
それでは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用
集積計画の策定について審議のうえ農業委員会の議決をいただきたいと思いま
す。
それでは、農用地利用集積計画について農業委員会深ヶ迫主任主事より説明さ
せていただきます。

事 務 局 (農業委員会 深ヶ迫主任主事)
おはようございます。農業委員会の深ヶ迫です。よろしく申し上げます。それ
では座って説明させていただきます。
農用地利用集積計画(案)につきましては、農業者の皆さまからの申し出に基
づいて計画の方を策定しております。3月分につきましては、利用権設定の期間
が満了するもの、新規、再設定件数が多いため、事前に委員の皆さまへ資料の方
を送付させていただきました。お持ちいただいた農用地利用集積計画(案)をご
覧ください。
今回、申し出のありました利用権設定の総数は、133件312筆454,202.75㎡
となっています。
申し出のありました利用権設定につきましては、農業経営基盤強化促進法の第
18条第3項の各要件を満たしていると考えています。

事務局 公告日は3月末日を予定しており、利用権設定については開始日を4月1日以降としています。農用地利用集積計画（案）については以上です。
ご審議の程よろしくお願いいたします。

会長 以上で事務局の説明が終わりました。委員の皆様方の方で、何かご意見ご質問がございましたらご発言願います。
ありませんでしょうか。

委員 (はい。の声)

会長 それではないようですので、採決をいたします。今回の農用地利用集積計画案についてご承認いただける方の挙手をお願いします。

委員 ～全委員 挙手

会長 ありがとうございます。それでは、ご承認いただきましたので、そのように処理をいたします。

会長 続きまして、議第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 農業委員会等に関する法律第6条第1項第1号の規定により、農地の所有権移転や農地の転用などの審議をお願いします。
農地法第3条申請についてご説明いたします。
農地法第3条申請では、農地を耕作目的で売買、貸借、贈与など、所有権の移転や使用収益権の設定、移転などについて審議いただきます。
総会資料3ページからになります。また、別冊の『総会案件現況写真』及びA3版『転用等案件箇所一覧』もご覧ください。
1号について説明します。申請地は、資料4ページ、図面番号①をご覧ください

事務局 い。申請地は旭町丸原の畑、97 m²です。場所は旧浜田高校今市分校から約700m西の、小場田行政区です。この申請は、譲受人が売買により、申請地を取得するものです。このたびの申請地とあわせて譲受人の耕作面積は100 a 余りとなり、下限面積基準を満たしております。

続きまして、2号について説明します。申請地は、資料6ページ、図面番号②をご覧ください。申請地は下有福町の畑、267 m²です。場所は旧市立有福小学校から約80m北西の有福西町内です。この申請は、譲受人が有償により、申請地を取得するものです。このたびの申請地とあわせて譲受人の耕作面積は57 a 余りとなり、下限面積基準を満たしております。

なお、写真にあります小屋は農業用施設として、平成24年1月に届けが出ています。この写真に写っているのは農業用倉庫ということでございます。

また、取得後のすべての農地を利用すること、労働力、地域との関係などをみても問題なく、不許可要件である農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当であると考えます。

農地法第3条申請については、以上2件です。

会長 はい。係長この〇〇さんは譲受人の方かいね。

事務局 〇〇さんは譲受人です。

会長 □□さんが譲渡人ですね。

事務局 はい。

会長 ただ今、事務局から第3条申請についての説明がありました。担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。

会長 1号につきまして、26番の宮崎委員をお願いします。

第 2 6 番 (宮崎 龍生 委員)
失礼します。26番の宮崎です。事務局の方と現地確認をいたしました。それがこの図面の①市道のすぐ横で、写真のとおり小さい面積ですが畑に利用するという事です。よろしくお願ひします。以上です。

会 長 2号につきまして、4番の近重委員お願ひします。

第 4 番 (近重 良治 委員)
4番近重でございます。この畑は△△△△さんの土地でございますが、前から草等は刈られて管理はしておられました。譲受人として◎◎◎◎◎さんが所有権の移転を申請されました。前からの畑ですが、これに農機具とかトラクター、草刈機等の倉庫を作っておられますが、これの所有権の移転がしたいという事で道路の側溝もありますし、特に問題はないと思ひます。現地を3月の14日に後先になりましたが、事務局さんと確認した所です。問題無いと思ひますので、よろしくお願ひします。

会 長 以上で、第3条申請について2件の全て説明が終わりました。委員の皆様方からご意見ご質問がございましたらお願ひします。

第 2 番 (岡田 勝 委員)
はい。

会 長 どうぞ。

第 2 番 (岡田 勝 委員)
顛末書が出ていますが、これはどういう事ですか。

事 務 局 はい。今回①の資料は3条と5条と非農地証明という事でたくさん出ております。その関係上、次の5ページに顛末書が付いておりますが、5条の関係で説明

事務局 させていただきたいと思います。ちょっと先にはなりますが、図面番号①の真ん中の辺、0000 番の 0、第 5 条申請地というのがあると思いますが、ここで顛末書が出てきます。また後で説明は致します。

会長 岡田委員、いいですか。

第 2 番 (岡田 勝 委員)

はい。

会長 その他、ご意見等ございませんでしょうか。

委員 (ありませんの声)

会長 ご意見等がないようですので、採決に入らせていただきます。
第 3 条申請についてご承認いただける方の挙手をお願いします。

委員 ~挙手 多数

会長 ありがとうございます。以上で農地法第 3 条申請については承認されましたので、そのように処理をいたします。

会長 続きまして、議第 3 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、農地法第 5 条申請についてご説明いたします。
農地法第 5 条申請は、農地の所有者など権利を有する者から他の者が権利を取得して、農地以外の用途に転用したいというものです。
1 号について説明します。申請地は、先ほどと同じ資料 4 ページ、図面番号①をご覧ください。申請地は、旭町丸原の畑 160 m²です。申請地は農用地区域外、都

市計画区域内の用途指定なしの地域で第2種農地に該当します。転用目的は、申請地を建築資材物置と駐車場にするものです。なお、申請地がすでに建築資材物置に転用されており、始末書の提出がありましたので、総会資料5ページに掲載しています。周囲に隣接する農地はなく、他の農地への影響はないものと思われま

す。続きまして2号について説明します。申請地は、資料8ページ、図面番号③をご覧ください。申請地は、上府町の畑外3筆の畑、合計224.63㎡です。場所は旧上府小学校から約450m東の久畑町内です。申請地は農用地区域外、都市計画区域内の用途指定なしの区域で、第2種農地に該当します。転用目的は、申請地に個人住宅を建設するものです。生活排水は、浄化槽を通して道路側溝へまた、雨水も道路側溝へ排出するため、他の農地への影響はないものと思われま

す。続きまして3号について説明します。申請地は、資料9ページ、図面番号④をご覧ください。申請地は長沢町の畑、外1筆の畑、合計396㎡です。場所は、浜田市陸上競技場から約780m北東の長沢町5-2町内です。申請地は農用地区域外、都市計画区域内の第2種住居地域で、農地区分は第3種農地に該当します。転用目的は、申請地をレンタカーの車両置場にするもので、農地への影響はないものと思われま

す。なお、この申請地は一度個人住宅地に転用する目的で、平成元年11月10日付けで転用許可されています。しかしながら、事業途中で中断しており、今回、別の事業者が車両置場とする目的で転用したいということで、第5条申請と併せて、農地転用事業計画変更承認申請が提出されております。また、申請地がすでに車両置場に転用されており始末書の提出がありましたので、総会資料10ページに掲載しています。

続きまして4号・5号について説明します。申請地は、資料11ページ、図面番号⑤をご覧ください。申請地は長浜町の畑、1,566㎡と同じく長浜町の畑733㎡です。場所は市立長浜小学校から約800m南の長浜10町内と9町内です。申請地は農用地区域外、都市計画区域内の用途指定なしの地域で、農地区分は第2種農地に該当します。転用目的は、申請地に太陽光発電施設を建設するものです。周囲に隣接する農地はなく、他の農地への影響はないものと思われま

事務局 農地法第5条申請については、以上5件です。

会長 ただ今、第5条申請についての説明が終わりました。担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。

1号につきまして、26番の宮崎委員をお願いします。

第26番 (宮崎 龍生 委員)

はい。26番の宮崎です。この5条の図面①ですね、これも3条申請の確認と同じ日に現地確認をいたしました。先程、この始末書の事が出ていましたが、①番の写真の所に軽トラックが写っておりますけども、その奥の所に資材置場、これは平成5年に建てられておるみたいですが、これに対しての始末書です。以上です。

会長 2号につきまして、28番の大屋委員をお願いします。

第28番 (大屋 幸 委員)

はい。28番の大屋です。先日、事務局さんと見に行きましたが、側溝もありますし特に問題はないと思います。よろしくをお願いします。

会長 3号につきましては、17番の狭間委員が欠席ですので事務局からお願いします。

事務局 はい。先般、狭間委員と長沢の現地に行って確認をしています。既に写真の様にレンタカーが置かれて使われていますが、始末書の方も出していただいて、今さら元に戻すのも無理だろうという事で、問題はないだろうと聞いています。

会長 4号、5号につきましては、私の担当地区です。

先日、事務局と確認に行きましたが、元ゴルフ場の周囲でございまして、地図のとおりすぐ浜田観光の事務所跡があるわけですが、昔のたばこ畑等ございま

会 長 す。太陽光発電を作るという訳でございますが、別に周囲に農地等はございませんので問題はないだろうと思いますので、よろしくをお願いします。

会 長 以上で、第5条申請について全ての説明が終わりました。委員の皆様方から何かご意見等がございましたらお願いします。

会 長 ございませんでしょうか。

委 員 (はい。の声)

会 長 ないようですので、採決に入ります。
第5条申請について、ご承認いただける方の挙手をお願いします。

委 員 ~挙手 多数

会 長 ありがとうございます。以上で農地法第5条申請については承認されましたので、そのように処理をいたします。

会 長 続きまして、議第4号、転用統制外証明願について4件ございますが、これにつきまして事務局の説明をお願いします。

事 務 局 それでは、転用統制外証明願、いわゆる非農地証明願についてご説明いたします。非農地証明は、登記簿上の地目は田や畑などの農地であっても、農地法が施行された昭和27年以前から農地以外の用途で利用されてきたもの、自然災害により被災、埋まってしまったもの、自然荒廃や耕作放棄により概ね20年以上放置し再び農地として利用される可能性の無いもの、などに対して農業委員会が認めて交付されるものです。地目変更登記申請などに必要な証明です。

1号について説明いたします。資料13ページ、図面番号⑥をご覧ください。申請地は、旭町都川の田、1,899㎡です。場所は旧都川小学校から約1.6km東の都

事務局 川2行政区です。当該申請地は、昭和48年より耕作放棄され、現在は山林化しています。

続きまして2号について説明いたします。また先程の資料4ページ、図面番号①をご覧ください。申請地は、旭町丸原の畑、外2筆の畑と田、合計1,951㎡、全部で3箇所でございます。場所は先程と同じ所でございますので、割愛させていただきます。

続きまして3号、4号について説明させていただきます。資料14ページ、図面番号⑦をご覧ください。申請地は、三隅町矢原の田、1,534㎡と同じく矢原の田、670㎡です。場所は黒沢郵便局から約1km南西の三隅町矢原郷地区です。当該申請地は、平成8年以前より耕作放棄され、現在は原野化しています。

転用統制外証明願は、以上4件です。

会長 ただ今、事務局から転用統制外証明願についての説明がありましたが、担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。

1号につきましては、19番の安床委員をお願いします。

第19番 (安床 俊雄 委員)

先日、事務局と確認に行きましたが、説明のとおり特に問題はないと思います。よろしくをお願いします。

会長 2号につきましては、26番の宮崎をお願いします。

第26番 (宮崎 龍生 委員)

はい。失礼します、宮崎です。この1番と7番ですが、現在は写真の藪の所と笹の所で、とても農地として現在使う事は出来ないと確認いたしました。

会長 3号・4号につきましては、27番の渡辺委員をお願いします。

第27番 (渡辺 弘之 委員)
はい。渡辺です。先日、現地を確認いたしました。先程説明がありましたとおりです。よろしくお願いします。

会 長 以上で転用統制外証明願についての説明が全て終わりました。この4件につきまして、委員の皆様方からご意見ご質問がありましたらお願いします。
はいどうぞ。

第16番 (三浦 寿紀 委員)
16番の三浦です。1号議案についてお聞きしたいと思います。先程の事務局の説明では山林化したという説明でしたが、自然に山林化したのか、私の見立てでは人工的な山林ではないのかなど、写真では見受けられるんですが、その辺のいきさつを詳しく説明して頂ければと思います。

会 長 事務局、分かりましたらお願いします。

事務局 はい。

会 長 要するに人工林ではないか？という事ですよ。

第37番 (岩田 功 委員)
災害かなんかで、崩れて平らになったのかな。1,899㎡いうたらもっと平らでないと、これは田には見えんがな。斜面だろ。

事務局 これは丸印が細長くなっていますが、谷沿いにたくさん田が、棚田があるという事でございます。これは写真の手前側が杉で見えないんですが、赤道がありましてその奥が、少し段々が見えるかなと思いますが、これがもっとたくさんあるんですが、杉とかが生えていて写真が撮りにくいという事ではあります。ただ、昭和48年よりと書いてありますので、その時期に荒れて植えられた可能性もあ

事務局 | るかもしれませんが、そこまでのはっきりした確認はしていません。

会長 | 三浦委員よろしいでしょうか。

第16番 | (三浦 寿紀 委員)
はい。

会長 | この写真で見ると左の半分ぐらいが、元田んぼだという風に理解すればいい訳ですね。

事務局 | そうですね。左の半分がずーっと谷沿いにたくさん、20枚ぐらい田んぼがあったと思います。ちょっと行かれない所でしたので。

会長 | そういう事だそうですので、ご理解をお願いします。
という事で転用統制外証明願につきましての説明は終わらせていただきましたが、重ねてご意見等ございましたらご発言をお願いします。

会長 | はい。ご意見等がないようですので、採決に入らせていただきます。
転用統制外証明願につきまして、ご承認いただける方は挙手をお願いします。

委員 | ~挙手 多数

会長 | ありがとうございます。ご承認いただきましたので、そのように処理をいたします。

会長 | その他事務局からありましたらお願いします。

事務局 | それでは別添、事務連絡をご覧ください。
1点目は「農業委員会研修会費」についてです。昨年4月の総会で話をしたと

と思いますが、研修会費については今までは年度ごとに精算しておりましたが、昨年から繰り越して3年間ためるということになっていました。今回平成27年度の決算について別紙のとおり報告します。別添の資料をご覧ください。なお、来月の総会に平成28年度の上期分の研修会費9,000円を集金したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

2点目は来年の総会日程（案）についてです。一応、4月から3月まで第15回から第26回まで、場所は講堂ABCを押さえております。ただし、いろんな予定等で場所、日程等が変わる可能性はありますが、この日程で総会を開催したいと思います。

つぎは平成27年度農地パトロールの報酬の支払いについてです。皆さまに農地パトロールで回っていただきました、時間の結果に基づき1時間750円をお支払いします。予定では31日に支払い予定となっておりますので、ご確認ください。

続きまして最後4点目意向調査についてです。前からお話しし、皆様には大変ご苦勞をいただきました調査で1と判断した農地については、別添の書式により3月中に発送したいと考えております。回答期日は4月末日を想定しております。未提出の方はすみませんが早急に提出をお願いします。

なお、お願いとなり申し訳ありませんが、皆様は調査によりどこに送付されるか分かると思いますので、できるだけ農業委員の皆様が手渡しで調査をいただけたらと助かると考えております。強制ではありませんが、1件でも郵送を減らしたいと考えておりますのでご協力いただければと思っています。帰られる時にも事務局へ連絡いただければと思います。

その際、問題は今年の11月末に勧告するかしないかですが、この意向調査の結果で農業上の利用の意思がないと判断した場合は勧告する必要があります。

想定されるのは、猪や水はけが悪く作りたくても作れないや、作る気はあるのだが悪いところなので誰も作ってくれない等の意見がほとんどだろうと思いますが、これらは勧告しなくていいことにはならないそうです。ですので、その他で○をされる場合、相当の理由がない場合は勧告することになるそうです。

また、意向調査を送ったのに無視をされた方についても、半年経てば勧告をし

事務局 なければならぬそうです。
3月末までには発送したいと思いますので、ご協力をお願いします。
事務局からは以上です。

会長 はい。以上連絡事項なりで、特に農地の意向調査の関係でございましたが、何かご意見ご質問等ございましたらお願いします。
はい。三浦委員。

第16番 (三浦 寿紀 委員)
16番、三浦です。先程の説明では1に○をすれば勧告はしないという説明でしたが、先程の議案第4号、三隅町矢原の転用統制外証明願についての現況の写真を見ますと、私は、まだ「これは耕作可能かなと思った。」自分の判断はそうなんですが、これはもう転用統制願証明、可決されました。という事は、1に○をしなくて、転用統制外を申請してしまえばもう、農地ではなくなりますので今後そうした対象にならない、そういった手法を所有者の方がとっても良いんでしょ
うか。

会長 事務局の方から今の考え方をお願いします。

事務局 はい。利用状況調査それから意向調査は、あくまでも農地に対してですので、農地で無くなればその様な調査をする必要はなくなります。非農地証明についても現場を見て、「これはもうやもうえない。」だろうという事であれば非農地証明を出しますので、もう全然関係なくなるという事にはあります。

第16番 (三浦 寿紀 委員)
という事は、所有者の方に非農地証明をどんどん出していただければ、この問題は解決するんですね。

事務局 農地が減るという事にはなりません。この調査の問題は解決するかとは思いますが。

事務局 | ですが、先程も言いましたが、出したから全部非農地になるというものではないので、現場を見てから判断をしなければいけないという事ではありますし、今、1番の意向調査の話ばかりしていますが、3番についても非農地通知、農業委員会ではここはもう農地として認めていません。という通知をしなければならない事になっています。

非農地証明はあくまでも本人から非農地にしてください。というもので、まあ、現地を見てからですが。農業委員会もどんどん農地で無い所は、農地台帳から落としていく事が必要かなと思っています。

会長 | 三浦委員、よろしいでしょうか。

第16番 | (三浦 寿紀 委員)

先程の繰り返しになりますけども、この現地の写真でしか確認できませんけども、第三者としてこれはまだ、農地として活用できるのではないかなという判断をしても、所有者が「非農地証明を出してください。」という事になればそれに従う事なんですよね。

事務局 | 所有者さんがそうは言われても、担当農業委員さんと現場を見てこれは確かに非農地だなと見れば非農地ですけど、非農地でなければ非農地にはなりません。

あくまでも本人が希望されても、やはり現場を見て「もう荒れているな。」という事であれば非農地証明なり、非農地通知になると思います。

第16番 | (三浦 寿紀 委員)

分かりました。

会長 | その他ございませんでしょうか。

会長 | ちょっと私がいいですか。

この意向調査を出すのに、農地中間管理事業とか円滑化団体だとかは、おそらく

会 長 農家の方は分かんと思うんですよ。ホームページを見て探すように書いてありますが、お年寄りなんかは特にパソコン、ホームページを見たりは皆がみんなしてはないと思うんで、何かちょっとしたコメントを付けて意向調査を送った方がいいんじゃないかと思いますが、どうでしょうか。

事務局 はい。その辺は十分に考えていきたいと思っています。この書式下の二枚はですね、システムから出すものですので、これはこのまま出したいと思っています。一番最初の「意向調査についてお願い」とういのは手前で作るものですので、これはあくまでも今、参考に付けておりますのでこれについては、もう少し練っていききたいと思いますので、もう少し分かりやすくしたいと思います。

会 長 特に農家の方に返事を出していただくのに、分かるようにしておいてあげると、円滑化団体は何かとか、農地中間管理事業いやあ何かいう事がおそらく出てくると思いますので、その辺の配慮をよろしくお願いしたいと思います。
何かその他皆さんの方で連絡事項の中でもあればお願いします。

第10番 (大谷 数義 委員)
はい。

会 長 どうぞ。

第10番 (大谷 数義 委員)
10番の大谷です。二点ほどお聞きしたいんですが。今回の調査で歩いたのは、時間等は書いておりませんが、実際に歩いたあるいは調査した時間は報告するんでしょうか。それともう一点、研修会費についてですが、三年間今の調子で残高が増えていけば、百万以上になると思うんですが、これは何か最後に使用目的があるのかどうか。何も無いのであれば、二回に渡って徴収する会費について見直しても良いんじゃないかと少し思いました。以上二点についてお願いします

事務局

まず一点目の今回の時間については、結論から言いますと報告して頂く事は考えていません。大変申し訳ないんですけども、これについてのお金の支払いというのは考えておりません。ですので、時間の報告というのは考えていません。

それと二点目の三十何万が三年経てば百万という事でございますが、記憶していますのが最初の総会で、制度も変わるし最後の農業委員、今の制度のですね、最後に研修旅行をしたらどうかと、日帰りか一泊かは分かりませんが、そのために貯めておけばいいんではという様なお話をさせていただいた記憶があります。その他にも使える事が、あればどんどん有効に使って行ければとは思っていますけども、一応そういうので貯めておけばというお話をさせていただいた記憶があります。

第10番

(大谷 数義 委員)

はい。分かりました。

会長

その他ございませんでしょうか。

全体を通じて、何かご意見なりご質問がございましたらお受けします。

それではご意見ご質問等がないようですので、以上を持ちまして、第14回農業委員会総会を終了します。

終了 午前10時34分

以上、本日の議事の顛末を記録し、相違ないことを認め署名する。

議長

委員

委 員